

(四) 年末賞與ノ俸給及中賞賞與ノ賦當ノ件 光立寺支部提案

實行方法本部委員一任トシテ可決

(五) 増雇手當退職手當賦當實施ノ件 光立寺支部提案

可決ニ可決

一回給付額以上ノ手當二回支給部員實施ノ件ニ付テ可決

(六) 長崎半島賦當實施ノ件 光立寺支部提案

三ヶ年ニテ逐次支給ノ旨如ク以テ本部委員一任トシテ可決

ノ旨ニテ逐次支給ノ旨如ク以テ本部委員一任トシテ可決

モ、本部委員一任トシテ可決

可決ニ可決

S、協會員募集ノ件ニ付テ、以テ本部委員一任トシテ可決

モ、本部委員一任トシテ可決

I、新入員ナルハ本部委員一任トシテ可決

合同ニ付テモ本部委員一任トシテ可決

財団法人協同會大阪支所

内務省所管工場ハ從來年末賞與日給日分乃至二十日分ナル

ヲ陸軍省所管工場同様ニ増額セラルト中元賞與ノ制定ナキヲ

年末同様支給セラル可ク陳情スルコトニ可決

(四) 職工手帳ニ懲罰事項記載ヲ削除スルノ件

第五支部提案

實行方法本部委員一任トシテ可決

(五) 共済組合規則改正ノ件 光立寺支部提案

昭和三年四月一日實施ニ係ル共済組合舊規則ハ改票ノ嫌アル

ニ因リ即時撤廢シ舊規則ヲ實施セラルベク陳情スルコトニ可

決

(六) 父母配遇者ノ忌引三日間日給全額支給ノ件

光立寺支部提案

實行方法本部委員一任トシテ可決

(七) 全國勞働組合會議參加ノ件 第七支部提案